

広島県公営企業管理規程第十五号

広島県上下水道部組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年十二月二十一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県上下水道部組織規程の一部を改正する規程

広島県上下水道部組織規程（昭和四十九年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五十三条（職制）（略）</p> <p>2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者並びに同法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員の職は、上下水道部長が別に定める。</p>	<p>第五十三条（職制）（略）</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。